

令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務
仕様書

令和8年4月

小樽市産業港湾部観光振興室

1. 委託業務名

令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務

2. 業務目的

小樽市は、観光客の入込数が多い一方で、宿泊客延べ数が低いという課題を抱えてきました。

近年、ホテル建設が進み宿泊環境は改善しつつありますが、夜間に楽しめる観光コンテンツが不足している状況は依然として続いています。

本市では、昭和63年より全国に先駆けて「ロマネスクイルミネーション事業」を実施し、現在は歴史的建造物等6カ所でライトアップを行っています。しかし、これらのライトアップは点在しており、観光客が夜間に市内を周遊する仕掛けとして十分に機能していません。

そこで、本業務では、市内に点在するライトアップを「灯」でつなぎ、夜間に周遊できる環境を整備することで、まだ知られていない観光資源の掘り起こしや面的な波及効果を目指します。

そのため、令和9年度からの基本設計や実施設計、整備工事の基礎とするため、令和8年度にグランドデザインおよび整備計画の策定を行います。

業務の実施にあたっては、高度な知識、構想力、専門的な技術力および豊富な経験を有する事業者の提案を求め、公募型プロポーザル方式により最適な受託候補者を選定します。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は契約を締結し、本業務を実施します。

3. 業務内容

当該事業は、基本的に別紙「整備想定エリア図」内において夜間照明を整備することを最終目的とします。※整備想定エリアの詳細はワークショップにより決定するが、北運河地区及び旧手宮線は整備エリアとすること。

令和8年度（初年度）から複数年にわたり実施します。年度ごとの事業概要及び令和8年度の事業内容は以下のとおりです。

3-1. 事業スケジュール（目安）

【令和8年度】

ワークショップ開催、実証実験、グランドデザイン完成

※グランドデザインにおいて整備予定地区を2地区に分割（以下、A地区・B地区と仮定）

※令和8年10月に令和9年度事業の見積書を提出すること。

【令和9年度】

A地区：社会実験実施、基本設計

【令和10年度】

A地区：実施設計

B地区：社会実験実施、基本設計

【令和11年度】

A地区：工事着工（第1期）

B地区：実施設計

【令和12年度】

A地区：工事着工（第2期）

B地区：工事着工（第1期）

【令和13年度】

B地区：工事着工（第2期）

3-2. 令和8年度に実施する業務

令和8年度においては、以下の業務を行います。また、令和9年以降の、社会実験や基本設計、実施設計、着工後の監修等についても、継続して契約することを想定しています。ただし、各業務の進捗状況や成果物の品質を踏まえ、必要に応じて契約内容を見直す場合があります。

◇ワークショップの実施

- ・各種団体・個人を対象に、夜間照明や計画に関するワークショップを開催すること。
- ・ワークショップは各種団体の他、市民への参加公募も行うこと。
- ・ワークショップの規模は概ね3回以上開催すること。
- ・参加案内、事前調整、会場確保、運営に関する全てを受注者が行うこと。

◇実証実験の企画・実施

- ・ワークショップで整理された意見に基づき、照明の仮設等による実証実験を設計・運営すること。
- ・照明機材の設置・撤去、実施期間中の管理、関連経費は事業費に内包すること。
- ・実証実験の予算規模の目安は50万円とする。
- ・道路占用や工作物使用に係る申請は発注者が行うが、必要書類は受注者が作成すること。

◇ランドデザインの作成

- ・ワークショップや実証実験の結果を踏まえ、今後の整備に係るランドデザインを作成すること。
- ・整備完了まで要する期間及びおおよその事業費を明記すること。
- ・提出形式：紙媒体1部、PDFまたはPowerPoint等のデータ形式
- ・内容：照明計画（エリア・照射方法）、整備後の維持管理サイクル・手法・想定コストを明記すること。
- ・成果の評価や分析計画を記載すること。
- ・目安とする分量はA4サイズで20ページ以上とする。
- ・整備構想の他、当市の夜間景観に関する指針についても考察・整理すること。

当市の夜間景観は、華やかな色彩表現や過度に明るい照明を用いる演出を特色とするものではありません。

本業務において造成するランドデザインは、ワークショップ等の結果を踏まえて作成する

ものとしませんが、これらの基本的な考え方を前提とした方向性とする必要があります。

受注者は、ワークショップにおける議論が 華やかな色彩や過度な明るさの演出を志向する方向に偏らないよう、適切に議論を整理・誘導し、当市の夜間景観の特性に合致する検討が行われるよう運営を行ってください。

4. 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5. 提案内容

(1) ワークショップについて

- ・ワークショップの内容
- ・想定する参加団体等
- ・ワークショップの参加案内・集約の手法

(2) 実証実験について

- ・エリアや内容はワークショップにより確定するが、現時点で想定する実証実験の実施イメージ（場所、規模、予算）
- ・想定協力者

(3) グランドデザインについて

- ・エリアや内容はワークショップにより確定するが、現時点で想定するグランドデザインのイメージ（場所、規模、予算）
- ・評価手法や成果指標
- ・得られた成果のフィードバックや今後の活用に対する展望

(4) ・見積金額及び内訳

(5) ・その他提案事項（独自提案など特にアピールしたい事項等）

6. 権利関係

- (1) 受託者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 受託者は委託業務によって設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法27条、28条に規定する権利を含む）を小樽市へ譲渡するとともに、小樽市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7. その他

- (1) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統括する管理者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。

- (3) 業務に変更が生じた場合、小樽市と協議の上、業務実施上必要があると認められる場合には、変更契約を締結するものとする。
- (4) 受託者は、成果品の内容及び業務上知り得た内容を、小樽市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ小樽市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者は、本業務の完了時に小樽市の実施する完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。
- (7) 電気関連工事の設計・施工に際しては適正な技術者のもとに行うこと。
- (8) 設置に際して必要となる許認可等について調査を実施し、申請事務を行うとともに、本市が申請主体となるものについては、申請に必要な基礎資料の作成を行うこと。
- (9) 本業務の成果品に対する契約不適合の取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。